

Deloitte.



Deloitte Thailand JSG Webinar 2020

COVID-19 :これからの決算・監査に与える潜在的影響

Deloitte Touche Tohmatsu Jaiyos Co., Ltd.

Deloitte Touche Tohmatsu Jaiyos Audit Co., Ltd.

Deloitte Touche Tohmatsu Jaiyos Advisory Co., Ltd.

Deloitte Consulting Southeast Asia

2020年5月28日



本日のアジェンダ

COVID-19 :留意が必要な4つのシチュエーション **3**

COVID-19 :スケジュール確認の徹底 4

COVID-19 :資産の評価減・引当金の追加検討 5

COVID-19 :事業再編計画・継続企業の前提 6

COVID-19 :契約の内容 7

COVID-19 :その他 **8**

COVID-19 :留意が必要な4つのシチュエーション

新型コロナウイルス感染症のもとでは、**通常では想定しえないスケジュールの遅延、決算・監査上における追加の対応**が必要となる場合があり、**関係各所との適切かつ頻繁なコミュニケーション**が求められる

1 経理スタッフ、会計監査人とスケジュール確認ができているか？

- 決算や監査の進捗に遅延が発生する場合、今後の決算・監査スケジュールを再検討して監査報告書の提出日を再確認する必要がある。

2 業績低迷により、余剰在庫や固定資産の稼働状況などに変化がないか？

- 新型コロナウイルス感染症に起因する事業活動の縮小や停止、将来キャッシュ・フローの悪化、将来の課税所得の見積りの下振れの可能性等の影響により、企業が保有する資産の評価減や減損要否、あるいは引当金の設定について、より一層の検討が必要となる可能性がある。

3 事業再編を予定していないか？

- 資金調達の困難等に直面している企業では、一部事業の売却や閉鎖、一時的・永久的な事業規模の縮小、あるいはリストラ計画の検討ないし実施をしている場合がある。その場合、追加的な会計処理の検討が必要となる可能性がある。

4 各種契約の内容は把握しているか？

- 新型コロナウイルス感染症による不安定な取引状況やキャッシュ・フローの不足は、企業が財務制限条項に違反するリスクを高める可能性がある。
- 既存契約の内容が変更されると、伴って会計処理の変更要否も検討する必要がある。

1 COVID-19 :スケジュール確認の徹底

スケジュールに影響を与える可能性がある事項



会社への往査制限・在宅勤務による遅延が想定される

- 対面でのコミュニケーションが制限されているため、適時に状況が掴みづらい。
- メールでのコミュニケーション以外にも電話、あるいはオンライン会議ツールの使用等によるタイムリーなコミュニケーションにより、きめ細やかな状況確認が必要である。
- 状況に応じて、**早め早めに監査報告書の提出日等を再確認**する必要がある。



監査資料の原本確認が必要な場合がある

- 監査に必要な証憑をPDF等の電子媒体で監査人が確認する場合、必要に応じて、監査人が電子媒体に変換された文書の作成と管理に関する内部統制について評価・検討する、あるいは企業への往査が可能になったタイミングで**原本確認を行う**など、追加の手続を実施する可能性がある。
- 事前に**監査人に追加手続の有無を確認**しておくことが望ましい。



残高確認状が適時に回収できない場合がある

- ロックダウン(都市封鎖)に伴い、海外に所在する金融機関や企業から確認状に対する回答が得られない場合が想定される。
- 決算・監査スケジュールを踏まえ、いつまで確認状の回収を続けるのか、どの時点で代替的な手続を実施するのかなどを、**事前に監査人と協議**しておくことが望まれる。

2 COVID-19 :資産の評価減・引当金の追加検討

貸借対象表項目の評価に留意が必要



棚卸資産の評価

- 企業は、将来の販売価格の下落が予想される場合には、棚卸資産の評価減計上要否を検討することが必要となる場合がある。
- 棚卸資産の評価については、**正味実現可能価額(将来販売時点の売価－見積追加製造原価－見積販売経費)**が取得原価を下回っている場合棚卸資産の評価減計上が必要となる。



金融資産の評価

- COVID-19の感染拡大が取引先、あるいは資金貸付先の財政状態に悪影響を及ぼしている場合、企業は、貸倒引当金の設定要否を慎重に検討する必要がある。
- 貸倒引当金の設定に当たり、可能な限り取引先、投資先の直近の財政情報を入手できるように、**事前に相手先と交渉**しておくことが望まれる。また直近の情報が入手できない場合の対応策を、会計監査人と協議しておくことも必要と考えられる。



非金融資産の評価

- COVID-19の感染拡大により、固定資産の稼働率が下がっている場合などには、減損の兆候判定を慎重に実施する必要がある。
- 固定資産、使用権資産、のれんなどの減損テストについては、**将来キャッシュ・フローの予測**を必要とする場合があるが、COVID-19のパンデミックの前例のない性質に伴う不確実性の結果として、企業は**適切な仮定を選択し、信頼性の高い推定値を設定**するという課題に直面する可能性が高い。企業はすべての入手可能な情報を検討しているかという点について、事前に会計監査人と合意をしておくことが望ましい。

3 COVID-19 :事業再編計画・継続企業の前提

企業再編等を実施する場合には、そのタイミングや方法により追加の会計処理や開示が必要

具体的な再編計画が存在している場合



- 具体的な再編計画を有しており、かつ当該計画の実施を開始する、もしくは主な内容を公表することにより、再編の実施を周囲に合理的に期待させている場合、再編に要するコストを引当金として計上しなければならない可能性がある。
- 事業が現在の状態で即時売却可能であり、その売却が1年以内に完了する可能性が非常に高い場合、売却処分予定の資産及び負債は、**売却予定資産負債として分類・評価**される可能性がある。

再編計画の承認や実行が後発事象に該当する場合



- COVID-19の感染拡大を契機として、中間期末、または期末日以降に工場の閉鎖や人員削減、その他重要な意思決定を行う場合、また得意先の倒産など重要な事象が生じた場合には、当該事項が後発事象として財務諸表に与える影響を慎重に判断する必要がある。
- 監査人からは、**客観的事実に基づく合理的な説明**を求められることが想定されるため、再編計画の承認、あるいは**実行前に監査人へ会計処理、開示内容を相談**することが望ましい。

事業の閉鎖等の際には継続企業の前提の検討が必要



- 大幅な赤字や資金繰り悪化、またそれに伴う事業の閉鎖などで、継続企業の前提が崩れかねない場合には、経営者は継続企業の前提のもと財務諸表を作成することの適切性を検討する必要がある。
- また、その判断に当たり、**監査人から将来キャッシュフロー予測や、親会社がタイ子会社の事業継続を保証するサポートレターなど、追加の資料を求められる可能性があるため、上記のような事象がある場合には、早めの情報共有および協議が必要**である。

4 COVID-19 :契約の内容

財務制限条項の有無に留意するとともに、契約内容に変更がある場合には会計処理の見直し要否に留意

契約内容の再確認



- 不安定な取引状況やキャッシュ・フローの不足は、企業が財務制限条項に違反するリスクを高める可能性がある。その場合、企業は財務制限条項への抵触有無を慎重に検討し、当該事項が関連する融資及びその他の負債の返済時期、**財務報告日における負債の分類**にどのように影響するかを考慮する必要がある。
- 仮に期末日以前に財務制限条項への抵触が発生し、期末日から12か月以内に返済を請求する権利が貸主に与えられた場合、期末日以前に締結された契約で報告日から12か月を超えて支払を延期する権利が企業に与えられていない限り、当該負債は企業の財務諸表において**流動負債として分類されるべき**であると考えられる。
- 一方、期末日以降に生じた抵触は開示後発事象となり、その影響が重要である場合には、**財務諸表において開示**されるべきであると考えられる。

既存契約の内容が変更された場合



- 経済活動の変化により、多くの企業が既存の契約や取り決めの条件を再交渉することになると考えられる。例としては、顧客との契約、従業員との報酬契約、リース、多くの金融資産および負債の条件などが考えられる。
- 上記のような契約変更が生じた場合には、**収益の計上タイミングや、引当金の設定、リース資産の再計算など、追加の会計処理が必要**となる可能性がある。

COVID-19 :その他

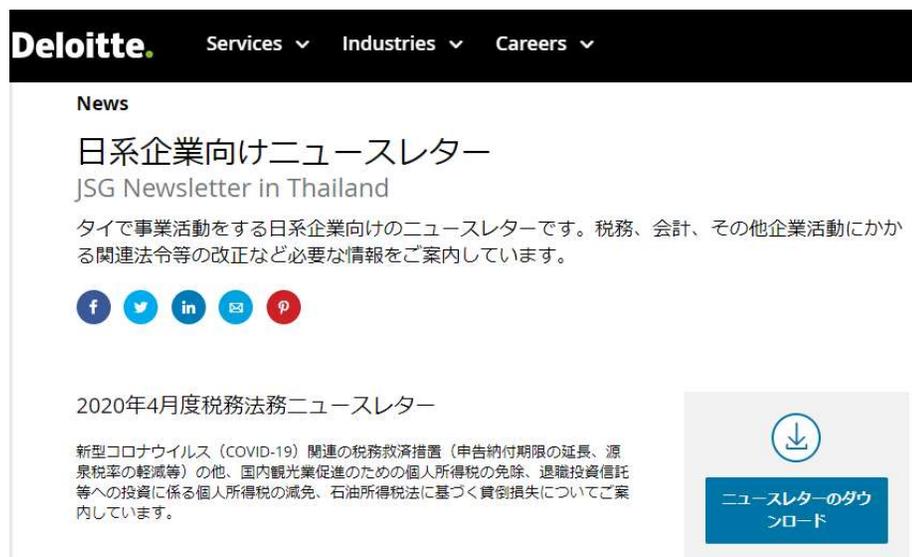
より詳細な情報はDeloitteのWebsiteにも記載

日系企業向けのDeloitteニュースレターサイト

<https://www2.deloitte.com/th/en/pages/international-specialist-services/articles/jsg-newsletter.html>

Deloitte GlobalのCOVID-19関連リリース

<https://www2.deloitte.com/global/en/pages/about-deloitte/topics/combating-covid-19-with-resilience.html>



Deloitte. Services ▾ Industries ▾ Careers ▾

News

日系企業向けニュースレター

JSG Newsletter in Thailand

タイで事業活動をする日系企業向けのニュースレターです。税務、会計、その他企業活動にかかわる関連法令等の改正など必要な情報をご案内しています。

[f](#) [t](#) [in](#) [en](#) [p](#)

2020年4月度税務法務ニュースレター

新型コロナウイルス（COVID-19）関連の税務救済措置（申告納付期限の延長、源泉税率の軽減等）の他、国内観光業促進のための個人所得税の免除、退職投資信託等への投資に係る個人所得税の減免、石油所得税法に基づく貸倒損失についてご案内しています。


ニュースレターのダウンロード



Deloitte. Services ▾ Industries ▾ Insights ▾

Combating COVID-19 with resilience

Leaders like you are responding to one of the most sweeping crises in recent memory, calling for both empathy and action to guide your people and businesses through uncertain times. This page gathers Deloitte's global insights to help you not only respond to this crisis, but recover and thrive.

[Need help? Connect with our team](#)

Topics Sectors

ご清聴いただきありがとうございました。ご質問等あれば、いつでもご連絡ください

講師ご紹介



角田 敦 (すみた あつし)

Deloitte Touche Tohmatsu Jaiyos Audit Co., Ltd.

マネジャー／日本国公認会計士

- Mobile: 093-010-5190
- Email: atsumita@deloitte.com

- 2005年監査法人トーマツ入所後、監査部門にて製造業、精密機器、石油・石炭、製薬業等の会計監査・内部統制監査に関与、その後、コンサルティング部門へ異動し、海外進出・撤退助言サービスに従事
- 監査部門にて運送業・製造業の会計監査に従事しつつ、IFRS Advisory Groupのメンバーとして、グローバル企業に対するIFRS導入支援、会計領域のPMO業務、決算期統一・決算早期化、海外子会社の経営管理強化等、各種コンサルティング業務に従事
- 2018年、タイに赴任し、会計監査を中心としたコーディネーション業務を行っている



Deloitte refers to one or more of Deloitte Touche Tohmatsu Limited (“DTTL”), its global network of member firms, and their related entities (collectively, the “Deloitte organisation”). DTTL (also referred to as “Deloitte Global”) and each of its member firms and related entities are legally separate and independent entities, which cannot obligate or bind each other in respect of third parties. DTTL and each DTTL member firm and related entity is liable only for its own acts and omissions, and not those of each other. DTTL does not provide services to clients. Please see www.deloitte.com/about to learn more.

Deloitte is a leading global provider of audit and assurance, consulting, financial advisory, risk advisory, tax & legal and related services. Our global network of member firms and related entities in more than 150 countries and territories (collectively, the “Deloitte organisation”) serves four out of five Fortune Global 500® companies. Learn how Deloitte’s approximately 312,000 people make an impact that matters at www.deloitte.com.

Deloitte Asia Pacific Limited is a company limited by guarantee and a member firm of DTTL. Members of Deloitte Asia Pacific Limited and their related entities, each of which are separate and independent legal entities, provide services from more than 100 cities across the region, including Auckland, Bangkok, Beijing, Hanoi, Ho Chi Minh City, Hong Kong, Jakarta, Kuala Lumpur, Manila, Melbourne, Osaka, Shanghai, Singapore, Sydney, Taipei, Tokyo and Yangon.

About Deloitte Thailand

In Thailand, services are provided by Deloitte Touche Tohmatsu Jaiyos Co., Ltd. and its subsidiaries and affiliates.

This communication contains general information only, and none of Deloitte Touche Tohmatsu Limited (“DTTL”), its global network of member firms or their related entities (collectively, the “Deloitte organisation”) is, by means of this communication, rendering professional advice or services. Before making any decision or taking any action that may affect your finances or your business, you should consult a qualified professional adviser.

No representations, warranties or undertakings (express or implied) are given as to the accuracy or completeness of the information in this communication, and none of DTTL, its member firms, related entities, employees or agents shall be liable or responsible for any loss or damage whatsoever arising directly or indirectly in connection with any person relying on this communication. DTTL and each of its member firms, and their related entities, are legally separate and independent entities.

© 2020 Deloitte Touche Tohmatsu Jaiyos Co., Ltd.